

⑤ 事業者等に関するもの

担当課	名称	概要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
生活環境課	公害防止施設整備資金 利子補給金	中小企業者が公害防止施設を整備するため、県融資要綱の規定により金融機関から融資を受けた資金について、利子を補給するもの。	利子補給率 年2%以内 40万円を上限とする。	市内に工場または事業所を有する中小企業者	なし		砺波市公害防止施設整備資金利子補給金交付要綱
商工観光課	空き店舗再生みんなでチャレンジ事業補助金	砺波の顔となる中心市街地の空き店舗や、空き家情報バンクに登録されている物件を改修して店舗として使用する事業者に補助金を交付するもの。	(1) 空き店舗を活用し、改修整備を行うために必要な建築工事請負費(土地の買収、整地、外構整備及び耐震改修に要する費用を除く)、建築設計監理委託費及び備品購入費(減価償却資産に該当するもの)の1/2(上限額200万円) (2) 砺波市創業者支援資金を借り入れた場合の利子の1/2	(1) 中心市街地の空き店舗を改修して店舗として使用する事業者で、原則として週6日以上営業し、かつ、日中に営業する者 また、空き家情報バンク登録物件を店舗として使用する場合も対象となる。 (2) 市税等を滞納していない。	なし	<a href="https://www.city.tonami.toyama.jp/service/1406769159.html">https://www.city.tonami.toyama.jp/service/1406769159.html</a>	砺波市空き店舗再生みんなでチャレンジ事業補助金交付要綱
商工観光課	雇用安定化助成金	非正規労働者等の正規社員化に取り組む企業を支援するもの。	事業主が正規に雇用した対象労働者1人当たり20万円の補助とする。	(1) 砺波市内に住所を有し、かつ、人員整理に伴う解雇により離職した日から6月以内の者等を正規に雇用し、6月を経過し、なお雇用を継続している事業主 (2) 市税等を滞納していない。	なし	<a href="http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1389252467.html">http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1389252467.html</a>	砺波市雇用安定化助成金交付要綱
商工観光課	市内企業等出展助成事業補助金	新事業の創出及び事業者間の相互交流を図るための展示会、商談会等への出展を支援し、販路拡大につなげるもの。	出展小間料の1/3の額とし、5万円を限度として補助する。補助金の交付は1年度につき1回限りとする。	砺波市内に住所又は主たる事業所(事務所、工場、その他これに類するものをいう。)を有する事業者で、市外で開催される展示会、商談会等に出展する者	なし	<a href="http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300945951.html">http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300945951.html</a>	砺波市市内企業等出展助成事業補助金交付要綱
商工観光課	障害者雇用奨励金	障害者を継続雇用する事業主を支援するもの。	対象障害者1人当たり6万円の補助とする。	障害者で砺波市内に住所を有するものを常用労働者として助成金支給期間満了後も引き続き1年間雇用し、以後も継続して雇用されると見込まれる事業主	なし	<a href="http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1389253474.html">http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1389253474.html</a>	砺波市障害者雇用奨励金交付要綱
商工観光課	創業者支援資金保証料助成金	創業者支援資金を金融機関を通じて利用した者に対して、その時に生じた保証料を補助するもの。	保証料全額	(1) 同一業種に1年以上継続して勤務し、当該業種と同一業種の事業を市内で営むため資金を必要とする者(創業1年以内) (2) 市税等を滞納していない。	なし	<a href="http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300942136.html">http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300942136.html</a>	砺波市中小企業融資等制度要綱
商工観光課	地域資源活用事業・農工商連携事業補助金	砺波市の地域資源を活用して新商品の開発や普及・販路拡大を図ることのほか、中小事業者が農業者と連携して新商品や新サービスを生み出すための広告宣伝費、委託費、原材料費等を補助するもの。	広告宣伝費、委託費(デザイン料、設計費、外注加工費、コンサルタント経費等)、原材料費等から消費税を控除した額の1/2を補助する。 なお、20万円を上限とし、1個人又は1事業者、1団体につき年度を通じて1回までとする。	砺波市内に住所又は主たる事業所を有する個人及び事業者で、地域資源活用事業(本市の地域資源を活用して新商品の開発や普及・販路拡大を図るもの)又は農工商連携事業(農業者と連携して新商品や新サービスを生み出すもの)に取り組む者	なし	<a href="http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1375863719.html">http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1375863719.html</a>	砺波市地域資源活用事業・農工商連携事業補助金交付基準
商工観光課	中小企業振興資金保証料助成金	中小企業振興資金を金融機関を通じて利用した者に対して、その時に生じた保証料を補助するもの。	保証料全額(保証協会から返戻金がある場合は差し引く)	(1) 市内に住所又は事業所を有し、市内で同一事業を1年以上継続している中小企業者 (2) 市税等を滞納していない。	なし	<a href="http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300942136.html">http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300942136.html</a>	砺波市中小企業融資等制度要綱
商工観光課	中小企業振興資金(設備投資分)利子補給	中小企業振興資金の設備資金を金融機関を通じて利用した者に対して、その時に生じた利子の1/2を補給するもの。	利子の1/2以内(最初の24か月分)	(1) 市内に住所又は事業所を有し、市内で同一事業を1年以上継続している中小企業者 (2) 市税等を滞納していない。	なし	<a href="http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300942136.html">http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300942136.html</a>	砺波市中小企業振興資金融資利子補給金交付要綱
商工観光課	中小企業退職金共済制度掛金助成	新しく制度に加入する事業主に対して掛金の一部を助成するもの。	加入人数×加入月×400円(もしくは掛金の20%の少ない方)(24か月分)	(1) 条件を満たす中小企業事業者 (2) 市税等を滞納していない。	なし	<a href="http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300941851.html">http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300941851.html</a>	砺波市中小企業退職金共済制度加入促進補助金交付要綱
商工観光課	富山県中小商工業小口事業資金保証料助成金	小口事業資金(一般小口枠・零細小口枠)を金融機関を通じて利用した者に対して、その時に生じた保証料を補助するもの。	保証料全額(保証協会から返戻金がある場合は差し引く)	(1) 市内で1年以上同一の事業を営んでいる小規模事業者(従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)) (2) 市税等を滞納していない。	なし	<a href="http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300942136.html">http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300942136.html</a>	砺波市中小企業融資等制度要綱
商工観光課	富山県中小企業制度融資緊急経営改善資金(小口枠)	小口事業資金の借換資金を金融機関を通じて利用した者に対して、その時に生じた保証料を補助するもの。	保証料全額(保証協会から返戻金がある場合は差し引く)	(1) 最近3か月間の売上が過去3年間のいずれかの年の同期と比べて5%以上減少しており、経営改善計画を策定し、借換えを行うことにより経営の改善が期待される中小企業者 (2) 市税等を滞納していない。	なし	<a href="http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300942136.html">http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300942136.html</a>	砺波市中小企業融資等制度要綱
商工観光課	マル経融資(経済改善貸付)資金利子補給	マル経融資(経済改善貸付)資金を日本政策金融公庫を通じて利用した者に対して、その時に生じた利子の1/2を補給するもの。	利子の1/2以内(最初の24か月分)	(1) 商工会議所、商工会等の経営指導を受けている者及び推薦を受けた者 (2) 従業員は20人以下(商業・サービス業は5人以下) (3) 市税等を滞納していない。	なし	<a href="http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300942136.html">http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300942136.html</a>	砺波市小規模事業者経営改善資金融資利子補給金交付要綱
商工観光課	中小企業等ホームページ作成支援補助金	中小企業や小規模事業者を対象とし、人材確保や広告宣伝、販路拡大等のために自社ホームページを作成・改修する経費に補助金を交付するもの。	対象経費の1/2以内 50千円を上限とする。	(1) 市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者及び個人事業者 (2) 市税等を滞納していない。	なし	<a href="http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1527829372.html">http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1527829372.html</a>	砺波市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金交付要綱